

住宅改修の手引き

平成31年4月版

目 次

住宅改修の概要

改修の流れ，対象工事，対象住宅，限度額のリセット，施工業者，概要	1
----------------------------------	---

様式記載方法

住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（おもて・うら）	6
委任状	8
住宅改修を必要とする理由書	9
工事費積算書（工事費内訳書）例	11
平面図 作成例	14
写真貼付台紙について	15
完了届 記入例	17
領収書 例	18

改修項目

1. 手すりの取付	19
2. 段差の解消	21
3. 滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料変更	23
4. 引き戸等への扉の取替え	25
5. 洋式便器等への便器の取替え	27
写真撮影事例	28
応用）ユニットバス	29

理由書作成手数料について	31
--------------	----

参考文献

厚生労働省介護サービス関係Q & A集（住宅改修 抜粋）	34
------------------------------	----

住宅改修の概要

介護保険では、要介護認定等（要介護又は要支援）を受けた方が行う、手すりの取付・段差の解消など小規模な住宅改修は、事前に申請を行うことで工事完了後に対象工事費用（20万円を上限）の9割（または8割、7割）相当分が支給されます（以下、「支給額」といいます。）。

対象となるのは、法令等で定められた改修項目にあるもののうち、**ケアマネジャーが必要と認めたものに限ります**。日常生活の状況にしっかり合せた改修プランにする為、工事の着工前から完了まで、必ず担当ケアマネジャーとご相談ください（担当ケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへご相談ください。）。

○改修の流れ(例)

打ち合わせ 利用者・ケアマネジャー・事業者の3者にて行います。



※ 保険給付の方法には、利用者が事業者に工事費全額を支払い、市から利用者に支給額を支給する「償還払」と、利用者が業者に工事費全額から支給額を差し引いた額（自己負担分）を支払い、市から業者に支給額を支給する「受領委任払」の2つの方法から選択できます。申請書が違いため、あらかじめ打ち合わせしておきましょう（受領委任払のご利用は、事前に市介護保険課に登録した業者に限りです。ホームページから確認できます。）。

※ 工事に当たり、ケアプランを担当しているケアマネジャー及び地域包括支援センターは、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者へ説明することとなっています。（参考文献9）

事前申請 市で審査し、10 開庁日程度で利用者へ確認書を発送します。



※ 確認書は、住宅改修の対象工事であるかの確認をし支給予定額をお知らせするものです（許可証ではありません。）。対象工事であるかの可否を問わずお急ぎで工事が必要な場合は、事前申請提出後であれば着工が可能です。

着工・完成



※ 事前申請から概ね3ヶ月以内に着工してください。身体状況が変化し必要な工事が変わる場合があります。

※ 工事を取りやめる場合は、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請取下書」を提出してください。（窓口及びホームページにあります）

※ 事前申請の工事からの**変更は原則できません**。身体状況の変化等でやむを得ない事情がある場合は事前にケアマネジャーと市にご相談ください。

完了届



※ 完成前後には、ケアマネジャーに報告してください。

支給

完了届の提出から4週間程度でご指定の金融機関に振り込みます。

○対象工事

厚生労働省の通知において、介護保険の住宅改修には以下のような制約があります。
「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」
(参考文献9)

これを受けて、旭川市では各種通知の他、以下のような改修を対象外としています。

対象外となる理由	例
・小規模といいがたいもの、単なる拡張とみなされるもの	→ リフォーム、壁工事、狭いからといった理由のものなど。
・単なる修繕・補修とみなされるもの	→ 古い、壊れているといった理由のものなど。
・ADLの範疇から逸脱するもの	→ ・家事をするためやリハビリ目的の設置 (その場所までの移動を除く) ・緊急時のみに備えた工事 ・屋外で動線の幅2mを超える部分 ・介護者のためのみに必要なもの など
・安全性に疑問があるもの	→ 屋外で8分の1を超える傾斜のスロープ など

○対象住宅

①住民票のある住宅 かつ ②現に居住する住宅

②については、日常的に起居する場所のことを指します。

よって、以下のような場合は、対象となりません。

- ・住民票を置いていない子供等の家(ケアプランで居宅と位置づけていても対象外です。)
- ・入院中や入所中の外泊等一時的に滞在するときの自宅(医療保険の併用という観点から不適切です。)
- ・いわゆるロングショートステイや小規模多機能型居宅介護の泊りサービスを常態利用中の方の自宅
- ・住民票は自宅のままで、住宅型有料老人ホーム等に入所中の方の自宅

また、長期入院や入所などの予定がある前に住宅改修を行うことは、必要性に疑義を生じやすいので十分にご検討ください。

なお、転居予定先及び退院や入所中の方の在宅復帰を前提とした改修は、事前申請（相談）が可能です。その場合は、完了届提出時に転居（住民票の移動）や在宅復帰していることが条件となります。

○限度額のリセット（参考文献9）

住宅改修の限度額は、1人につき対象工事費用20万円までとなっていますが、以下の場合には、限度額が変更（リセット）されます。

- ・ 転居リセット～過去に改修を行った住居から転居した場合
※ A で改修を行い、B へ転居した場合リセットされますが、その後、また A へ戻った場合はリセットされず、元の A の支給状況で管理します。一時的な移動は転居とみなしません。なお、転居とは住民票を異動して居住することをいいます。
- ・ 3段階リセット～初めて支給を受けた住宅改修の着工時点の要介護区分と比べ「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合
※ 「要支援2」と「要介護1」は同じとみます。

～3段階リセット早見表～

旧要支援 要支援 1 経過的要介護	⇒	要介護 3 要介護 4 要介護 5	3段階リセット後、要介護度が下がりその後また3段階以上上がったとしてもこのリセットは <u>初めて支給を受けた</u> 住改の着工時点の要介護区分と比べ3段階以上上がった場合なので適用は1回のみです。支給残額があってもリセットされます。
要支援 2 要介護 1	⇒	要介護 4 要介護 5	
要介護 2	⇒	要介護 5	

※ 転居リセットと3段階リセットが該当する場合は転居リセットが優先されます。

3段階リセットは、転居後に初めて支給を受けた住改の着工時点の要介護区分と比べ「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合となります。

限度額の残高は、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費給付状況確認申請書」により、お知らせできます（様式はホームページにあります。）。また、お急ぎの場合であってご本人またはご家族からの申し出であれば、電話でもお伝えしています。

○施工業者

償還払で申請する場合、業者の制約はありません。（ご家族による施工も可※）

受領委任払の申請では、登録業者のみとなります。登録業者はホームページに掲載しています。

なお、次の方は受領委任払いが利用できません。

- ・ 生活保護受給中の方（保護費で改修費がまかなわれる場合）
- ・ 給付制限で「支払方法の変更」がある方

※ ご家族による施工の場合、部材代のみが対象となり、工賃は対象となりません。

（ご家族が大工等を営んでいる場合も一般的には同様となります。参考文献11）

○概 要

住 宅 改 修 の 種 類	①室内や玄関ポーチなどへの手すりの取付け ②室内の床段差・玄関ポーチや通路の段差などの解消 ③室内の床材や玄関ポーチ・通路面の材質の変更など ④扉の取替え、ドアノブの変更、戸車の取付けなど ⑤水洗和式便器から洋式便器への取替えなど ⑥附帯工事（手すり工事の下地など必要な補強工事など） ユニットバス設置の場合も、上記の工事ごとの費用が明示できれば支給対象となります。部材価格内訳書（納入価格が分かるもの）が必要です。
支 給 額 ・ 限 度 額	① 支給額： 対象工事費用の9割または8割、7割（1円未満切捨） ※ 支給額は、利用者から業者への支払日時点の自己負担割合に基づき決定します。自己負担割合は、お手元の「負担割合証」をご確認ください。被保険者証に給付制限がある方はこの限りではありません。詳しくは市にご相談ください。 なお、市が発行する事前申請の確認書は、事前申請時点の自己負担割合で支給予定額を計算しているため、実際の支給額と異なる場合があります。工事完了時には再度自己負担割合をご確認ください。 ② 限度額： 1人につき対象工事費用20万円まで * 限度額に達するまで申請できます。 * 要介護度が著しく悪化した場合や転居した場合には、改めて限度額が設定される場合があります。
支 給 認 定 条 件	事前申請により適正と認められ、利用者の要介護等認定の有効期間内に行った住宅改修が対象です。

各様式については次ページ以降をご覧ください。

事前申請に必要なもの <u>※工事着工前に、必ず 事前申請を行って ください。</u> 申請後、審査を経て 10 開庁日程度で確認書を お送りします。 ※審査の迅速化のために、 以下の添付書類は、それ ぞれ片面印刷で提出くだ さいますようご協力お願 いします。 ③理由書 ④工事費精算書 ⑤平面図 ⑥写真または図	①支給申請書（注：償還払と受領委任払で様式が異なります。） ＜償還払＞ * 原則、利用者本人口座への振込となります。ご家族など本人口座以外での受取を希望する場合は、委任状が必要になります。※事業者口座への振込はできません。 ＜受領委任払＞ * 委任状に基づき、介護保険課に登録されている事業者口座への振込となります。 * 利用者から業者への支払は、自己負担分（工事費全額から支払日時点の自己負担割合に基づく支給額を差し引いた金額。）のみとなります。受領委任払制度の登録業者はホームページに掲載しています。 ②住宅改修に関する承諾書 * 住宅所有者が本人以外の場合が必要です。 ③住宅改修を必要とする理由書 * 担当ケアマネジャーに作成を依頼してください。 ④工事費積算書（見積書等） * 改修箇所ごとの費用の内訳（部材と工賃）が明らかで、工事業者印のあるもの。 <u>※ユニットバス設置の場合、納入価格の部材内訳書が必要</u> ⑤平面図 * <u>改修する階全体の平面図（階段の場合は2フロア分）に改修箇所を表示してください。</u> * 屋外工事では住宅の平面図と改修箇所の寸法が必要です。 ⑥改修箇所の現状・予定している改修内容がわかるもの（写真もしくは図） * 写真の場合は、必ず撮影の日付を入れこんで撮影し、<u>改修後の状況も判るように油性ペン等で表示してください。</u> * 図の場合は、<u>改修箇所の位置や形状が判るように具体的なイメージ図を作成してください。</u>図の場合でも、改修前写真は完了時に必要となります。
工事完了後の申請に必要なもの （事前申請後、概ね3か月以内を目処に工事を完了してください。完了後は速やかに完了届を提出ください。）	⑦完了届 * <u>着工日及び完成日を記入してください。</u> ⑧領収証 * <u>利用者氏名の領収証の原本</u>が必要です。※家族等の氏名のものは不可。 ⑨支払内訳書 * 改修箇所ごとの費用の内訳（部材と工賃）が明らかで、工事業者印のあるもの。（事前申請で提出した「工事費積算書」と金額や部材内容に変動がない場合は省略可。） ⑩改修前・改修後の写真 * <u>撮影の日付を入れこみ、改修前後が比較しやすいよう同じ方向から撮影してください。</u>1コマはサービスサイズ程度で鮮明な写真を添付ください。 * 手すり工事の場合、すべての部材が判明できる写真が必要です（何枚になっても可。）。

住宅改修費支給申請書(受領委任払用)(おもて)

申請書等の様式は、介護保険課窓口のほか、旭川市ホームページの「介護保険様式ダウンロード」からもご利用いただけます。受領委任払用と償還払用があるのでご注意ください。

様式第2号

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

(記入者) 住 所

氏 名

電話番号() -

被保険者との関係

年 月 日

(宛 先) 旭 川 市 長

次のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

被 保 険 者 番 号	0 0 0	
フリガナ		
被 保 険 者 氏 名		
要介護状態区分等(○で囲む)	要支援(1 2)・要介護(1 2 3 4 5)	
住 所	〒 - 電話() -	
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日	
改修する住宅の所在地	旭川市	
改修する住宅の所有者	本人との関係	
改修の内容・箇所及び規模	業 者 名	
	着 工 日	年 月 日 完 成 日 年 月 日
	1 手すりの取付け	居室 玄関 廊下 トイレ 浴室 階段 その他()
	2 段差の解消	居室 玄関 廊下 トイレ 浴室 階段 その他()
	3 床材等の変更	居室 玄関 廊下 トイレ 浴室 階段 その他()
	4 扉の取替え等	居室 玄関 廊下 トイレ 浴室 階段 その他()
	5 便器の取替え等	トイレ 1～5に付帯する工事 あり・なし
1～5の改修に要する費用(税込) 円		
今回の改修工事に要する全体の費用(税込)全額(10割) 円		
今回の改修工事に要する全体の費用(税込)のうち本人負担額 円		
決定金額	円 決定日	
振込口座	フリガナ	
	口座名義	
	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 口座番号(右づめで御記入ください)
※ 必ず委任先事業者の登録済みの情報を御記入ください	金融機関コード	店舗コード
(備考) 要介護状態区分等 (支1 支2 要1 2 3 4 5)		
※ 添付書類: ①「工事費積算書」(改修業者の押印必要。材料費と施工費) ②「平面図」(改修に係るフロア全体。改修箇所の表裏) ③「改修箇所の写真」(周囲の状況を入れて撮影日を入れる) ④「住宅改修を必要とする理由書」(担当ケアマネジャー)		
※ 住宅の所有者が被保険者本人以外の場合は、裏面の「承諾書」に所定		

〒:負担割合証に記載されています。

着工日:決まっていなかった場合は、未記入で構いません。申請以前の着工は対象外です。

1～5に要する費用:住宅改修費の支給対象になる工事費の合計額を記入します。

全体の費用全額:住宅改修費の支給対象外の工事費を含めた全体の費用を記入します。

本人負担額(受領委任払のみ):

負担割合証にもとづく領収予定金額を記入します。(給付制限が無い方の場合。)負担割合証が1割なら9割(1円未満切捨)が保険からの支給額ですので、工事全額から支給額を引いた額が自己負担額となります。

※負担割合証は、8月から翌7月までの1年更新です。

最終的には、領収時点の負担割合が適用されます。

※ 振込口座は、受領委任払では事業者が登録した口座に限ります。償還払では本人以外の家族名義となる場合、委任状が必要となります。

※ 被保険者が生活保護を受けている場合は、担当ケースワーカーに事前に相談の上、介護保険課に申請して下さい。生活支援課長への委任状が必要となります。

※ 申請書や添付書類は基本的に返却しませんので、必要に応じて写しをとってから申請します。

住宅改修費支給申請書（うら）

承 諾 書	
私の所有する家屋について「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」のとおり住宅改修を行うことを承諾します。	
年 月	住宅所有者の住所（住民票の住所）を記入します。
（住宅所有者）	住所 _____
氏 名 _____	印 _____
電話番号（ ） _____	インク浸透印（いわゆるシャチハタ）は受付できません。法人の場合は、代表する印を押印します。
※所有者が複数いる場合は、全員の記名押印が必要です。	

- ※ 住宅所有者がご本人のみの場合は、承諾書に記入する必要はありません。
- ※ 住宅所有者が共有名義となっている場合は、被保険者ご本人以外の全ての方の記名押印が必要です。
- ※ 住宅所有者が配偶者であっても、ご本人以外の場合は必ず承諾書を提出します。
- ※ 印影は個々人を表しますので、所有者同士や委任状のご本人印とは別の印であることが前提です。
印鑑を共有している場合は、「同一印鑑使用確認済み ○○ ××」と欄外に記載します。
- ※ 所有者が故人のまま名義変更していない場合は、相続人の承諾書が必要となります。亡夫、亡妻の場合に限り、配偶者は法定相続人となるため承諾書を不要としています。

市営住宅にお住まいの方が改修工事をする場合は、市役所市営住宅課から「市営住宅模様替等許可書」の交付をうけ、申請書に添付してください。申請書のおもての「改修する住宅の所有者」の欄は、「旭川市」と記入します。

市 営 住 宅 模 様 替 等 許 可 書	
第 号	年 月 日
様	旭川市長 印
さきに申請のあった模様替等については、次の条件を付して許可します。	
模様替等の内容	
施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
条件 1 模様替等は、許可書及び許可図面記載のとおり施行すること。 2 住宅を退去する場合、住宅明渡しの請求を受けた場合、市から指示を受けた場合又は許可を取り消された場合は、直ちに自費をもって無条件で撤去して原形に復すること。 3 模様替等が完成したときは、7日以内に住宅課に連絡すること。 4 旭川市営住宅条例及び旭川市営住宅条例施行規則を堅く守ること。 5 模様替等の費用は、一切自己負担とする。	

委任状

償還払

委任状

(あて先)
旭川市会計管理者

受任者
住 所 _____
氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

☐ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
☐ 居宅介護（介護予防）住宅改修費

に係る旭川市から支給される償還金の受領についての一切の権限。

平成 年 月 日

委任者（被保険者）
住 所 _____
氏 名 _____ 印

受領委任払

様式第3号

委任状

(受任者)

事業者
住 所 _____
事業者
名 称 _____
(登録番号) _____
事業者代表者
職 氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

☐ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
☐ 居宅介護（介護予防）住宅改修費

について旭川市から支給される償還金の受領に係る一切の権限。

年 月 日

(委任者)
住 所 _____
氏 名 _____ 印

□座名義人の住所と氏名を記入してください。受領委任払では、登録番号も記載ください。

被保険者本人の印を押してください。インク浸透印（いわゆるシャチハタ）は受け付けできません。

※ 生活保護の方の申請の場合は、生活支援課を受任者とした償還払の委任状となります。

※ 受領委任払の申請において、工事完成後完了届提出までに利用者が亡くなった場合は、当初の委任状が無効となりますので、別途相続人からの委任状が必要となります。

住宅改修を必要とする理由書

住宅改修を必要とする理由書									
＜基本情報＞									
被保険者番号	年齢	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	□男	□女
利用 者	被保険者 氏名	要介護認定 (該当に○)	要 介 護						
		1・2	経過的・1・2・3・4・5						
保 險 者	住所	現住所と改修先が異なる場合は改修先の住所も記入ください。							
	確認日	年	月	日	評価欄				
＜総合的状況＞									
利用者の身体状況	たとえば、移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況を記述する。屋内及び屋外での移動方法（自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など）を記述する。								
	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。								
介護状況	住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたか（特に何を希望しているか）また、その効果を記述する。（場所ごとの効果は理由書P2でよい。）								
	日付を忘れずに！（2カ所とも。）								
（P1）									
作成者									
日付を忘れずに！（2カ所とも。）									
事業所番号を記入ください。									
事業所番号									
所屬事務所									
現地確認日									
年									
月									
日									
作成日									
年									
月									
日									
資格									
介護支援専門員									
包括支援センター									
電話番号を記入してください。									
電話番号									
氏名									
連絡先									
身体状況									
脳血管疾患									
骨・関節障害									
骨粗しょう症									
リウマチ									
パーキンソン病									
内臓疾患									
高血圧									
糖尿病									
その他									
改修前									
改修後									
車いす									
特殊寝台									
床ずれ防止用具									
体位変換器									
手すり									
スロープ									
歩行器									
歩行補助									
認知症用									
移動用									
腰掛便座									
特殊尿器									
入浴補助用具									
簡易浴槽									
その他									

	被保険者番号	被保険者氏名
＜P1＞総合的状況を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞		
活動	①改善をしようとしている生活動作 トイレまでの移動 トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） 便器からの立ち座り（移乗を含む） 衣服の着脱 排泄時の姿勢保持 その他	②①の具体的な困難な状況（「な」で…困っている）を記入してください ・①のシ点評価と②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする ・移動について各行為（排泄・入浴・外出）に共通する内容を、たとえば「排泄」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。 ○身体状況は ○○により不安定、困難、負担などではなく具体的に「ふらつき、つまづき、痛み、加重、足が上がらない、麻痺、制限…」 ・寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」 ○場所の状況は ・段差、滑る、勾配… ・つかまる場所がない→（ないために）どんな身体状況になるか ・既存のものがある→なぜ使えないか。老朽化のための単純更新は対象外。（手すり、滑り止めに多い。） ○リスクは 転倒（恐れ含む）、痛みの増強、症状の悪化… ・全くできないのか、できるだけリスクがあるのか、介助者がいてもリスクがあるのか。
排泄	トイレまでの移動 トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） 便器からの立ち座り（移乗を含む） 衣服の着脱 排泄時の姿勢保持 その他	③改修目的：期待効果をチャートした上で、改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください。 ④改修箇所 □ 手すりの取付け （ ） 廊下の移動経路 （ ） トイレ内立ち座り型、衣服着脱用横型 （ ） 上がりがまち壁面に縦手すり （ ） 玄関扉付近の内外面面 □ 段差の解消 （ ） 廊下3cmかさ上げ （ ） 上がりがまちに踏み台設置 （ ） 25cm2段を10cm5段の階段に変更 □ 引き戸等への扉の取替え （ ） （ ） （ ） 便器の （ ） 機器の （ ） トイレ出入り口等、その取付箇所まで記述する。 （ ） 段差解消なら敷居撤去なのか、スロープなのか、床上げなのか等も③か④で示す。 □ 滑り防 （ ） （ ） その他 □ その他
入浴	現状の改善を必要とする動作についてシ点をチェックする。 今回改修の対象とならない項目にはシ点をチェックする必要はない。 ・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極める。	どこに何をすることでどんな効果があるのか。 各行為の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、チェックと記述をする。 ・改善方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現ではなくてもよい。「つかまれる所を」「つまづかない工夫」「立ち上がりを支える」などの表現でもよい。 ・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。 ・具体的手段については当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。 ・介助者がいる場合、重介助→軽介助→自立など介助者の関わり方の変化なども。
外出	○身体状況は ○○により不安定、困難、負担などではなく具体的に「ふらつき、つまづき、痛み、加重、足が上がらない、麻痺、制限…」 ・寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」 ○場所の状況は ・段差、滑る、勾配… ・つかまる場所がない→（ないために）どんな身体状況になるか ・既存のものがある→なぜ使えないか。老朽化のための単純更新は対象外。（手すり、滑り止めに多い。） ○リスクは 転倒（恐れ含む）、痛みの増強、症状の悪化… ・全くできないのか、できるだけリスクがあるのか、介助者がいてもリスクがあるのか。	できなかったこととできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他
その他の活動	○身体状況は ○○により不安定、困難、負担などではなく具体的に「ふらつき、つまづき、痛み、加重、足が上がらない、麻痺、制限…」 ・寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」 ○場所の状況は ・段差、滑る、勾配… ・つかまる場所がない→（ないために）どんな身体状況になるか ・既存のものがある→なぜ使えないか。老朽化のための単純更新は対象外。（手すり、滑り止めに多い。） ○リスクは 転倒（恐れ含む）、痛みの増強、症状の悪化… ・全くできないのか、できるだけリスクがあるのか、介助者がいてもリスクがあるのか。	できなかったこととできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他

理由書P2の①～④に一連して記入されている工事のみが支給対象となります。

平成 30 年 7 月 13 日付『「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について』が通知され、標準様式の提示と「材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること」が明記されました。標準様式の利用が必須ではありませんが、以下の点に留意して見積書を作成してください。

(別紙 2)
住宅改修の見積様式

① 支給対象となる住宅改修に係る工事(手すり, 床材, 便器等)については, その仕様を明記します。工事ごとに, 部屋名, 部分(床・壁・天井・扉等), 工事名称, 内容(仕様), 単価, 数量等を区分して記載します。

② 材工を区分するのが困難な場合を除いて, 材料費, 施工費, 諸経費を区分して記載します。施工費や諸経費は工事全体として積算してもかまいません。

※ 諸経費には, 現場管理費用や設計費等が含まれます。申請に必要な書類作成費(平面図や写真代等)や申請代行手数料等の費用は支給の対象になりません。

※ 支給対象となる材料費は, 使用したものに限りです。2個入りセット等の部材も支給対象となるのはあくまでも使用した個数分となります。

③ 介護保険支給対象外の工事を同時に行う場合は、対象工事部分と区分して算出するか、対象部分を明示します。

※ 住宅の老朽化や物理的・化学的な摩耗や消耗、機器の故障、リフォーム等を理由とした工事は支給対象外となります。また、ケアマネジャーの理由書の下で保険者が被保険者の心身の状況等から必要であることを認めた工事が対象となりますので、改修の内容が介護保険の住宅改修の種類に当てはまっている場合であっても、理由書に指示がない場合は支給対象外となります。

※ 工事全体に対して施工費や諸経費、値引き等を積算している場合、対象外工事を含む場合は、それらも按分して対象額を算出します。

利用者の工事ですので、見積書・領収書とも利用者名となります。大きなリフォームの一部であり利用者名で領収書を発行できない可能性がある場合は、対象工事のみで申請することをご検討ください。

御 見 積 書

旭 川 花 子 様

〇〇 年 〇〇月 〇〇日

旭川市〇条〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇工務店

印

金額 ￥ 〇〇〇〇〇- (税込み)

工事工期	御打ち合わせの上決定願います。
工事名称	旭 川 花 子 様邸住宅改修その他工事
工事場所	旭川市〇条〇丁目〇番〇号
見積条件	添付の図面、仕様書による。
有効期限	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
支払条件	完成時

上記の通りお見積もり致します。

必ず工事業者印(社印)を押してください。
社印がない場合は、代表者名と代表者印を忘れないようにしてください。

工事費内訳書の作成例

全ての工事の内訳

給付申請に係る部品については、
材料費（仕様を明記する）と施工費
を適切に区分する。

介護保険対象部分を明示する
（対象外部分があるとき）

工事費積算書

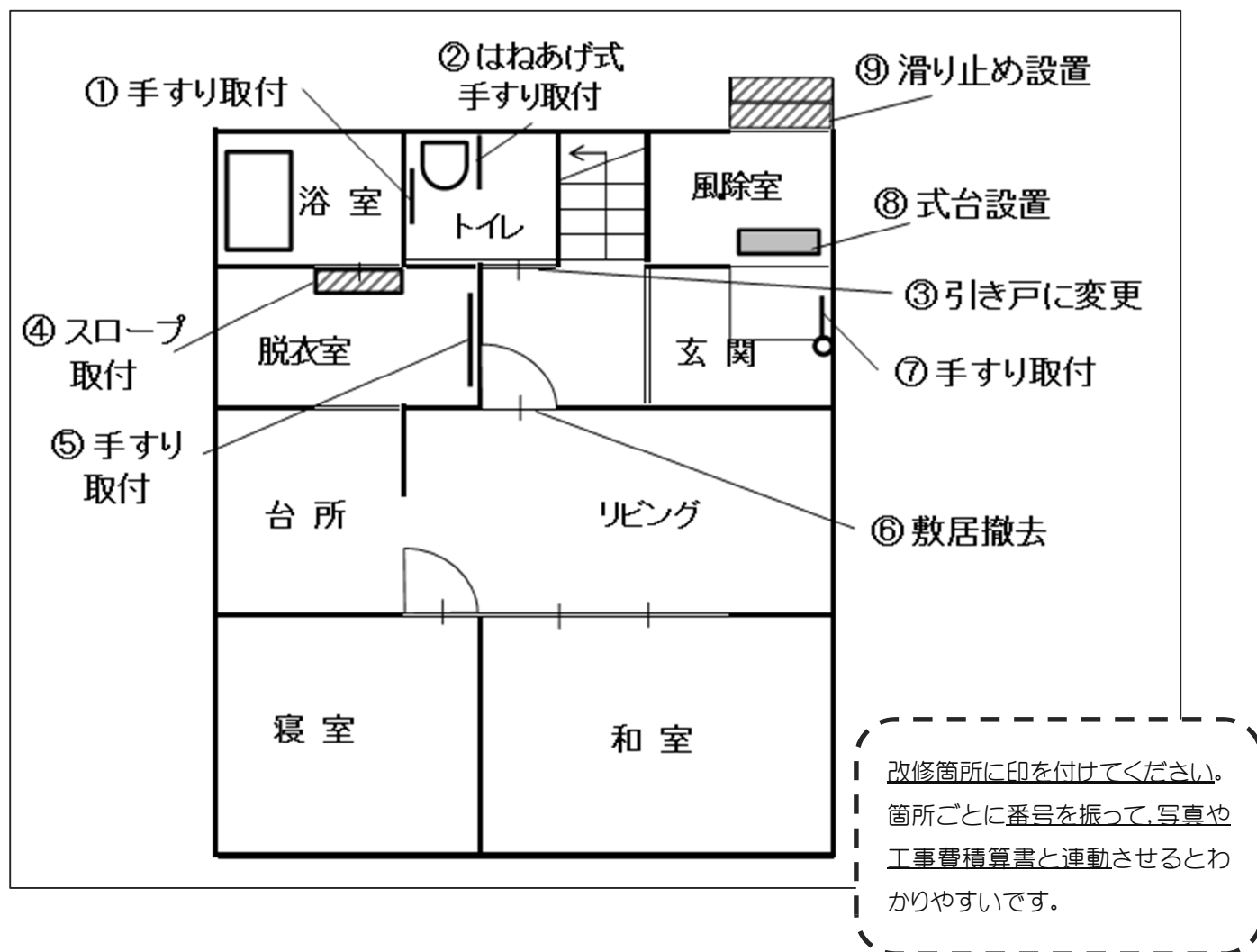
住宅改修の種類	写真番号	改修場所	改修部分	名称	商品名・規格・寸法等	数量	単価	金額	対象部分		算出根拠
									数量	金額	
(1)	1	トイレ	壁	木製手すり	I型 35φ 600	0.6 m	△△△	〇〇〇〇	0.6 m	〇〇〇〇	
				エンドブラケット		2 個	△△△	〇〇〇〇	2 個	〇〇〇〇	
				取付費		1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
			壁	コンセント移設		1 式		□□□□			
				手すり棒	2m	1 本		〇〇〇〇			
(1)	2	玄関	壁	木製手すり	I型 1200						
				エンドブラケット		2 個	△△△	〇〇〇〇			
				横受けブラケット		1 個		〇〇〇〇			
(1)	3	廊下	壁	木製手すり	I型 600						
				エンドブラケット		2 個	△△△	〇〇〇〇			
(1)	4	浴室	浴槽・横	手すり(シャワーフック付)	I型 32φ 1200	1.2 m	△△△	〇〇〇〇	0.6 m	〇〇〇〇	うち手すり部分
				シャワーフック		1 式	□□□	□□□□			
				取付費		1 式	〇〇〇	〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	シャワーフックの取付には工事を伴わない
(2)	5	寝室	入り口	スロープ	発砲スロープ	1 式		〇〇〇〇			
				取付費		1 式		〇〇〇〇			
(2)	6	居間	入り口	敷居撤去	敷居部材	1 式		〇〇〇〇			
					ドア調整部材	1 式		〇〇〇〇			
				施工費		1 式		〇〇〇〇			
(2)	7	トイレ	床	既存床撤去		1 式		〇〇〇〇			
				床材		0.9 m ²	△△△	〇〇〇〇	0.9 m ²	〇〇〇〇	
			壁	クロス	PB12mm、クロス貼り	2.4 m ²	□□□	〇〇〇〇	0.6 m ²	〇〇〇〇	床下げ該当部分算出
				施工費		1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
(4)	8	トイレ	扉	レバーハンドル	鍵付き	1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
				同取付費	脱着、調整共	1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
(4)	9	居間	扉	既存建具解体・撤去		1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
				建具	引き戸	1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
				建具取付費		1 式		〇〇〇〇	1 式	〇〇〇〇	
			壁	クロス張替え	1900×1760	1 式		□□□□			
				諸経費		〇 %		〇〇〇	〇 %	△△△	
				合計				〇〇〇〇		□□□□	
				消費税		□ %		〇〇〇	□ %	〇〇〇	
				合計				〇〇〇〇		△△△△	

※手すり棒を数力所の
手すりに使用すること
がわかる積算としても
よい。

対象部分を抽出する場合、
その工事範囲を平面図等で
明示する。明示するのが困
難な項目については按分を
して、その根拠を示す。

※ 介護保険の対象とならない機能が付加された福祉用具（シャワーフック付の手すり等）については、対象になりません。ただし、上記のように手すり部分と付加機能部分の金額を分けて記載していれば、手すり部分は対象となります。

平面図 作成例



※ 工事する階全体の平面図の提出します。

※ 動線を確認しますので、改修が必要な場所（理由書に関わる場所）については、部屋の用途（寝室・居室）やドア・浴室（浴槽）・トイレ（便器）等の位置や向きも重要です。

※ 階段を工事する場合、その上下フロアの平面図も必要です。

※ 外工事の場合、間取りの記入は必要ありませんが、建物と玄関位置がわかるようにします。

写真貼付台紙について

○ 事前申請時

居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請(事前申請)用 写真貼付台紙

被保険者氏名	改修箇所	番号
撮影日	平成 年 月 日	

改修前の写真

被保険者氏名	改修箇所	番号
撮影日	平成 年 月 日	

(写真を貼付してください)

※ 写真には、撮影した日付を必ず入れてください。日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒紙や紙などに日付を記入して、写真に写しこんでください。

- ・ 撮影日は写真内に入れ込みます。
日付機能付きカメラで撮影するか、ボードで移し込むなどして写真内にプリントされるようにします。

- ・ 添付の写真には改修箇所がわかるように、油性ペン等で印を付けます。段差や手すりの下地などは元の様子が隠れない範囲で印をつけます。

平面図、見積もりと連動させて番号を振るとわかりやすいです。

○ 完了届提出時

居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請(完了届)用 写真貼付台紙

被保険者氏名	改修箇所	番号
改修前	撮影日	平成 年 月 日

改修前の写真

改修後	撮影日	平成 年 月 日
-----	-----	----------

改修後の写真

※ 写真には、撮影した日付を必ず入れてください。日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒紙や紙などに日付を記入して、写真に写しこんでください。
※ 両方向から撮影し、改修前と改修後の違いがはっきりと確認できるようにして下さい。
※ 改修後の写真(特に手すり取付工事)は、使った部材がすべて確認できるように撮影して下さい。

- ・ 改修前の写真と改修後の写真の両方を添付ください。

※ 事前申請時に改修前の写真を添付した場合も、改修前の写真が必要です。事前申請時と施工前の状況が変わっていないときは事前申請時の写真を流用しても構いませんが、事前申請後に別工事をしたなど、状況が変わっているときは、必ず施工前に写真を撮り、申請した工事だけの改修前後がわかるようにします。

- ・ 改修前の写真は着工前にしか撮影できないものです。改修前の写真に不備があると、住宅改修費を支給できない場合がありますので、確実に写真を撮ってください。

住宅改修費の申請に伴う添付写真についてのお願い

改修前・改修後の添付写真は、住宅改修費の申請には必ず必要なものです。次の点にご注意ください。

- ・ 撮影するときは、可能な限り、工事ごと（項目ごと、場所ごと）の写真を撮影します。例えば階段に手すりや滑り止めを設置する場合は、手すりは手すり、滑り止めは滑り止めでそれぞれ写真を撮影します。
- ・ 同方向から周囲の状況を広めに入れて撮影し、改修前・改修後の比較が容易に出来るようにしましょう。改修の状況が小さくなって分かりにくい場合はクローズアップした写真もつけます。ものが置いてあり動線として使われてないと判断される場合は、動線となり得る理由やものが無い状態を確認することがあります。
- ・ デジタルカメラで撮影した写真でも構いませんが、縮小するとわかりづらいので1コマの大きさはサービスサイズ程度の大きさにします。プリントアウトでもよいですが、カラーをお願いします。
- ・ トイレなどの狭い場所や、長い廊下や階段などの手すりの写真を撮る場合、写真が何枚になっても構いませんので、工事に使った部材が全て写っているものを添付します。写真に写っている部材の数と事前申請の「工事費積算書」に記載されている部材の数を突合しますので、写真で確認することができない部材がある場合、その部材の費用が支給できないことがあります。
- ・ 日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒板や画用紙程度のものに撮影日を記入して写真に写し込むようにしてください。日付がはっきり読み取れるようにお願いします。右のように、写真の外に日付をPC等で別に入れたものは受付できません。
- ・ 段差解消や、便器の取り替えなど、高さの変更がポイントになる場合は、撮影するときにスケールを添えて写し込むなど、事前と事後で高さの変更が明らかになるようにしてください。床材（滑り止めマット）も、動線からの幅がポイントになるため同様にしてください。
- ・ 既存の手すりや踏み台、滑り止め等が確認される場合は必要性に疑義が生じることがあります。身体状況から見て形状や太さ、握りなどが合わないためか、現状でも段差が合わないのか、部材を再利用できる余地は無いのか（長い手すりが必要ならブラケットの再利用ができないのか）なども含めて検討ください。古いから、壊れているからというのは、単なる「修繕」となりますので対象外です。
- ・ 改修箇所が不鮮明の場合、撮り直しをお願いすることがあります。また、住宅改修費を支給できない場合もありますのでご注意ください。

完了届 記入例

介護保険住宅改修工事完了届			
(窓口に來られた方) 住 所			
氏 名			
電話番号 ()	—		
被保険者との関係			
年 月 日			
(あて先) 旭川市長			
年 月 日に申請した住宅改修工事が完了しましたので、次のとおり届出します。			
(太枠内を記入してください)			
被 保 険 者 番 号			
被 保 険 者 氏 名			
改修した住宅の所在地			
着 工 年 月 日	年 月 日		
完 了 年 月 日	年 月 日		
◎被保険者の入院（入所）中に事前に申請されていた方のみ記入願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">退院（退所）日</td> <td style="width: 50%;">年 月 日</td> </tr> </table>		退院（退所）日	年 月 日
退院（退所）日	年 月 日		
添付書類 ☐ 1 領収書 ☐ 2 支払内訳書（事前申請の「工事費積算書」と金額等に変動がない場合は省略可） ☐ 3 改修前・改修後の写真（周囲の状況を入れて同じ角度から写した撮影日の判る写真） ☐ 4 その他 () ※添付した書類には、レを記入してください。			
※旭川市記入欄			
事前申請確認	備 考		

窓口に來られた方(工事内容がわかる方)を記入します。

書類について連絡することがありますので、電話番号は日中つながるものを記入してください。

実際に工事を始めた日付を記入します。事前申請書に記入した日付と異なっても構いません。

事前申請時に入院(入所)していた方は、退院(退所)日を記入します。退院(退所)していない場合、完了届を出すことはできません。

事前申請の「工事費積算書」から部材の個数や金額が変わった場合は、工事業者印(社印)の入った支払内訳書を、添付します。「工事費積算書」にならって作成します。

※ 要介護等認定期間外の工事は、住宅改修費の支給対象になりませんのでご注意ください。事前申請時に要介護等認定を申請中だった場合は、認定の結果（要介護、要支援）が出てから完了届を出します。

※ 支給要件は、要介護等認定者が居住して実際に使用することです。事前申請時に、転居予定や入院(入所)中の場合は、転居や在宅復帰を確認してから提出します。万一、工事中に亡くなった場合は支給できません。

領収書 例

宛名は被保険者の氏名にします。

(被保険者証に印字されている字体。姓のみは不可。)

※旧字体を新字体で表記するのは構いませんが、崎と崎、
工と𠂔など似て非なる字にはご注意ください。

No 11623

領 収 書

旭 川 花 子 様

金額 221,371 円

但し 住宅改修工事代金として上記金額
正に領収いたしました。



旭川市大町〇条〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇工務店

印

発行
事業所

係 印

大町

発行事業所印及び係印

(受領委任払のみ)

但し書きには、「工事代金〇〇円
のうち自己負担額として」など、
全額の記載をします。

事前申請時の「工事費積算書」
と金額が変わった場合には、工
事業者印(社印)の入った支払
内訳書を添付します。

工事業者印(社印)を押します。
工事業者印(社印)がない場合
は、代表者名と代表者印を忘れ
ないようにしてください。

※ 領収書は必ず原本を持参してください。(取扱者印、印紙など事業所として有効なもの。)

※ 持参された領収書は窓口で複写後、確認印を押して返却します。

※ 生活保護を受けている方の工事の場合、支払いは生活支援課が行いますが、介護保険課に持参する領収書の宛名は必ず被保険者の氏名にして下さい。

1. 手すりの取付

「廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる『手すり』に該当するものは除かれる。」

<付帯工事>

「手すりの取付のための壁の下地補強」

(老企第34号より抜粋)

対象工事

○手すりの取付

※手すりの移設は撤去費を含むため対象外

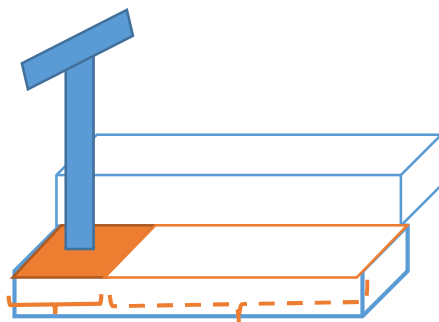
○手すり取付の妨げになる場合のコンセント、スイッチ等の移設

○下地部材、下地取付費

※外手すりなど、支柱タイプの下地として床モルタル補修が必要な場合は、支柱の根本部分のみ。ポーチや階段の踏み面全体を行う場合は単なる補修のため対象外(下図参照。)

※壁の内側に下地を入れる場合のクロスは、天井まで張り替える場合は対象外。手すりに関する最低限の部分(下地から下の部分など)ならば対象。

※下地を入れるため壁を壊した場合の新規壁材は対象外。(壁工事は小規模工事といえない。)



保険対象可 保険対象不可

※床補修費用から按分等で対象額を算出します

理由書のポイント(10p参照)

- ・②③「つかまるところがない→手すりで改善」というより、「ふらつき、痛み、膝折れ..など危険→手すりで改善」と身体状況を具体的に。
- ・③④利用者の動線に基づく手すりの必要箇所(左右両側、縦横)がわかるように。「○○の必要箇所」ではなく、必要箇所を指定するのが理由書です。
- ・②家事やリハビリ目的では対象外です。

見積書のポイント(11p参照)

- ・手すりの長さや整合性のある材料であること。
- ・2個入の部材を1個しか使わない場合でも対象とできるのは1個となります。

指摘事例

- ・4mの手すり棒を分ける見積もりだが余剰が出過ぎる(2m棒でも足りる)

写真のポイント(15～16p参照)

- 設置する壁だけを写すのではなく、関係する周辺もわかるように。(トイレの立ち上がりに必要な手すりなら端にトイレを写し込むなど)
- 複数の手すりを1枚の写真にしない。(部材が見切れることが多い)
- 段差昇降に必要な手すりの場合、原因となる段差がわかること(上がり框、敷居など)
- 完了時は、見積書にある部材個数を確認できるように。1枚で入りきらない場合は分割して撮影します。

指摘事例

- 横受けや下地のエンドカバーが写っていない
- 角や上部の部材が見切れている
- 小さすぎてジョイントの位置がわからない
- 理由書に指定した動作をしない場所に手すりを移動した

平面図のポイント(14p参照)

- トイレや浴室に設置する場合、動作と関係する便器や浴槽の向きがわかるように。
- ドアの開閉部に設置する場合、ドアの開きがわかるように。
※写真で確認できないことがあります。
- 屋内の階段手すりでは、その上下階の平面図が必要です。
- 屋外の手すりでは屋内の間取りは不要ですが住宅の外形と玄関位置がわかるようにします。

こんな場合は…

•跳ね上げ手すり	•跳ね上げでなくてはならない理由がわかること。
•柵や板など棒状以外状の手すり	•本人の身体状況によりその形状が必要だとわかること。 •腰壁の増設は手すりではないので対象外。
•家具等への設置	•設置する家具等が住宅に固定されていること。 •戸への設置は固定されなく危険であるため対象外。戸を固定して戸として使用しないならば対象となる。 ※引き戸の取っ手として手すりをつけることは目的外利用のため対象外です。
•既存の手すりが身体状況に合わない	•高さや長さだけが合わないなら既存手すりの部材活用を検討。 •既存手すりが根本的に合わない場合(形状、太さ、握り、素材などが違う)は、その旨がわかること。 ※既存手すりがぐらぐらして危険だから・・は補修であるので対象外。
•スライドバー(シャワーフック付き手すり)	•手すり以外の用途が含まれており、シャワーフック部は手すりとして使用されると危険であるので基本的に対象外。 •手すりとして使用する部分とスライド・シャワーフック部分を分けた金額を示せる場合に限り、手すり部分のみ対象とすることは可。13pを参照。

2. 段差の解消

「居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる『スロープ』又は購入告示第三項第五号に掲げる『浴室用すのこ』を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。」

<付帯工事>

「浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置」

(老企第34号より抜粋)

対象工事

○式台(踏み台)、スロープ設置

※住宅に固定されていること

○階段

・新設

・蹴上げを低くするため段を増やす

※ついでにポーチを広くするのは対象外

○床上げ, 床下げ

・床材

・床下げ部分の壁クロス

※断熱材は保温性向上のためなら対象外

・浴室の排水設備(給水も床に伴うならば可)

・工事に付随する戸の加工, 交換

○敷居の撤去

・工事に付随する戸の加工, 交換

○屋外

・平板の敷替え

※単なる新品への交換は対象外

・砂利, 敷石, 平板等

→アスファルト, 平板, インターロッキング等

・傾斜の解消

! 屋外の工事は、動線に対して幅2m以内の必要幅を対象とします。

スロープの留意点

屋外スロープの勾配は、歩行で1/8以下、車いすで、1/12(介助)~1/15(自走)が目安です。(建築基準法, 新バリアフリー法による)

※建築基準法施行令

~階段に変わる傾斜路は

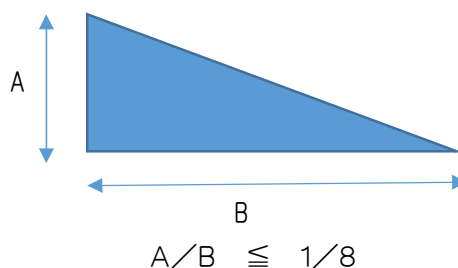
①勾配は、1/8をこえないこと。

②表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

このため、旭川市では健常な介助者の元でも勾配は1/8以下であることを必須としています。

・事前申請では、平面図、写真等で勾配がわかるものを提出してください。

・完了時には高さと言さにスケールを当てた写真を提出してください。



・車椅子・歩行器利用の場合、安全上、降り口が敷地内にありかつ平面であることが必要です。

・突進のあるパーキンソン病の方には突進による転倒の恐れがあるため、認めていません。

理由書のポイント(10p参照)

- ・④段差を解消する手段(スロープなのか、敷居撤去なのか、床が上がるのか下がるのか、フラットになるのか等)を明確に。

写真のポイント(15～16p参照)

- ・解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出すること。
- ・踏み台等を固定している金具を写すこと。(施工後に見えなくなる場合は施工中の写真も添付。)

見積書のポイント(11p参照)

- ・設置物、工事範囲のサイズを明確に。(平面図や写真への記入でも可。)
- ・同じ場所に2つの工事を行う場合でも、改修項目ごとに見積もりを記載すること。(例えば、階段を新設して手すりをつける場合は階段と手すりに分ける)

平面図のポイント(14p参照)

- ・見積書や写真でサイズがわからない場合は平面図に記載する。

こんな場合は…

階段の踏み板を広げる	・単なる拡張は対象外。 ・本人の自立支援に即していると判断できる場合は「傾斜の解消」として可能。
上がり框を広げる	・単なる拡張は対象外。昇降の段差が解消されていないため。 ・車椅子、歩行器、杖の利用者で、自立支援にあたり脱輪や転落の危険があると判断できる場合は対象とできる。既存の広さと本人の自立移動に必要な広さを理由書に入れ込むこと。
スロープを設置する面積がない	・ある程度長さがとれれば、段差15cmの低い階段状にする方法もある。
いすの設置	・改修項目に該当しない(段差が解消されていない)ので対象外。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化のための 床または通路面の材料変更

「居室においては畳敷きから板製床材,ビニル系床材等への変更,浴室においては床材のすべりにくいものへの変更,通路面においてはすべりにくい舗装材への変更等が想定されるものである。」

<付帯工事>

「床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備」

<屋外>

- 滑り止めマットの設置
- ※滑り止め融雪マットの電源工事部分は対象外
- 刷毛引き加工
- マットを設置する下地の補修

！ 屋外の工事は,動線に対して必要幅かつ2m以内が対象です。(介助者がいても2mを超えることが想定されないため。)

(老企第34号より抜粋)

対象となる工事

<屋内>

- フローリング,畳→滑りにくい床材
- カーペット→フローリング
- フローリング→クッションフロアー
- 階段の滑り止め材
- ※身体状況に応じて,つまずく場合や車椅子・歩行器利用がある場合は滑りをよくする変更も対象
- 上記に伴う下地補修等
- ※保温性を維持するためならよいが,向上させるために断熱材を取付けるのは対象外

写真のポイント(15～16p参照)

- ・部屋全体の床材を変える場合は,可能な限り床全面を写します。(家具などある場合は施工直前によけてから撮影したものを完了時に添付します。)
- ・階段の滑り止めは各段の接地面がわかるように写すこと。(分割でも可能)
- ・同じ場所に2つの工事を行う場合でも,工事ごとに撮影します。(例えば,階段に滑り止めと手すりをつける場合でも滑り止めと手すりですらで写真を分けます。)

！ 指摘事例

- ・設置した滑り止めマットの上に泥よけや物がおいてある→滑り止めの必要性に疑義が生じます

こんな場合は…

畳→クッション性のある畳	・身体状況により必要性があれば可能。(転倒防止措置をとってもさらに転倒が予想される場合など。その場合,元の畳より滑りにくい素材であること。)
滑り止めマットの端材利用	見積もりで端材が出ることが明らかな場合に,動線以外のところに端材を設置することはあり得ますが,端材の存在がわからない場合や過剰に端材を見込んでいる場合は疑義が生じます。

滑り止めマットの注意点

○設置箇所に対して部材量が適切かどうか、審査の焦点となります。

事前申請では、

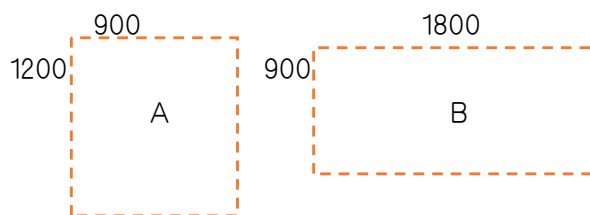
- ・設置箇所のサイズを平面図・写真・見積もり等に明記してください。
- ・見積もりでは、使用する部材の規格と数量を明記します。(例①)カット後の貼付する箇所ごとに積算してもよいですが、例えば2段の階段で一式とせず1段ごとのサイズがわかるようにします。(例②)
- ・動線の2mを超える工事(自費を含む)の時は、保険対象部分だけの見積もりを提出するのではなく全体の工事費と、施工サイズ(全体面積と対象面積)をお知らせください。

特に指定が無い場合、全体の面積から対象部分を按分して支出予定額を算出します。(例③)
(見積りで対象部分と対象外部分を区分して設定することも可能です。その場合は、算定根拠を明示してください。)

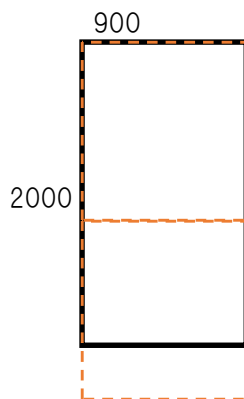
完了届では、

- ・設置サイズがわかりにくいときは、施工後写真をスケールを置いて撮影します。(2m前後の場合等)

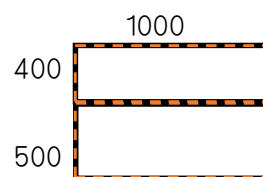
例) 規格マットサイズ (mm)



①Aマット 2枚 > 施工面積

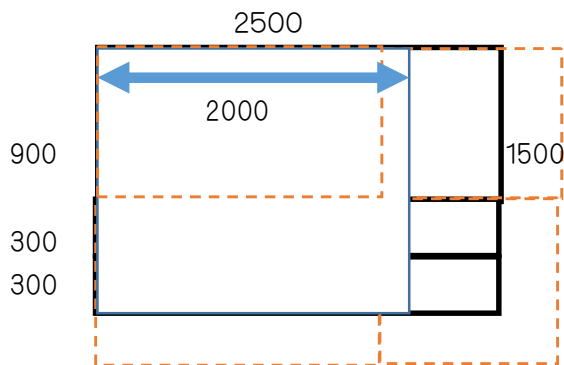


②施工面積 = マット



※カット后面積にて積算している場合

③動線から2mを超える場合 (A・B各 2枚)



住宅改修の種類 (※1)	写真 等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分		算出根拠
										数量	金額	
(3)	7	外玄関	ポーチ		W900×D2000							
(3)				ゴムチップマット	1200×900	2枚		〇〇〇	〇〇〇〇	2枚	〇〇〇〇	
(3)	①			接着剤		2kg		〇〇〇	〇〇〇〇	2kg	〇〇〇〇	
(3)				同設置費		1式		〇〇〇	〇〇〇〇	1式	〇〇〇〇	
				玄関外 計					〇〇〇〇		〇〇〇〇	
(3)	7	外玄関	階段		W1000×D900							
(3)				ゴムチップマット	1000×400	1枚		〇〇〇	〇〇〇〇	1枚	〇〇〇〇	
(3)				ゴムチップマット	1000×500	1枚		〇〇〇	〇〇〇〇	1枚	〇〇〇〇	
(3)	②			接着剤		2kg		〇〇〇	〇〇〇〇	2kg	〇〇〇〇	
(3)				同設置費		1式		〇〇〇	〇〇〇〇	1式	〇〇〇〇	
				玄関外 計					〇〇〇〇		〇〇〇〇	
(3)	7	外玄関	階段・ポーチ		W2500×D1500							
(3)				ゴムチップマット	1800×900	2枚		〇〇〇	〇〇〇〇	0.8	△△△△	幅2m分を算出。2000/2500
(3)	③			ゴムチップマット	1200×900	2枚		〇〇〇	〇〇〇〇	0.8	△△△△	
(3)				接着剤		3kg		〇〇〇	〇〇〇〇	0.8	△△△△	
(3)				同設置費		1式		〇〇〇	〇〇〇〇	0.8	△△△△	
				玄関外 計					〇〇〇〇		△△△△	

4. 引き戸等への扉の取替え

「開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えると言った扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。」

<付帯工事>

「扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事」

(老企第34号より抜粋)

対象工事

○扉の取替え

開き戸→引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン
※身体状況によりケアマネが必要とするもの。

○扉の向きの変更

○扉の撤去

○ドアノブの変更

○戸車の設置

※重い扉の滑りをよくする材の設置も可。

○扉の位置の変更

※車椅子や歩行器利用者が自立支援に即している場合に限る。単に間口を広げるのは対象外。

○扉の新設

※扉の位置の変更に比べ費用が低廉に抑えられかつ車いすや歩行器の利用者で、自立支援に即しているものに限る。

○扉の取替えに伴う壁または柱の補修

※扉周りに限る。

理由書のポイント(10p参照)

・「扉の位置の変更」の場合、扉通過の必要性・動線がとれない現状・安全性に乏しい理由等を提示し、自立支援であることがわかる記載にします。

見積書のポイント(11p参照)

・「扉の新設」の場合、「扉の位置の変更」と比較して低廉であることがわかるよう見積書が必要です。(明らかな場合を除く)

また、扉の取替えが対象ですので、既存となる扉(不具合のある扉)が無いのに新規の扉を設置することは対象外です。

写真のポイント

•ドアノブの変更は、表と裏の両面の変更がわかるように撮影します。一枚で納めたい場合、扉を開いて横から撮影することでも足りります。



•扉の位置の変更で戸枠を外す場合など、事前に戸枠や敷居の様子がわかるように写します。
•戸車の設置は、回収後に戸を設置した後では確認できない場合がありますので、戸の設置前、戸車取付前後に撮影するとわかりやすいです。

平面図のポイント(14p参照)

•理由書で確認できる動線がわかるようにします。どの部屋へ行くときにどのように開くのかわかるように、部屋の名称や開き戸などのドアの開きがわかるように記入します。
※写真で確認できないことがあります。

こんな場合は…

•アコーディオン以外のカーテンへの変更は	•基本的には扉とはいえないので対象外だが、トイレや脱衣所など扉撤去後にプライバシーを保護する観点があれば可能。
•引き戸に取っ手をつけたい	•そもそも引き戸にはドアノブがないため変更とはならず対象外。 •手指の関節等に支障があり通常の取っ手では足りない場合に限り専門のケアハンドルをつけることは可。(理由書に詳細を記載)
•万一に備えて開き戸を折れ戸に	•対象になるのは日常生活動作における必要性が認められた改修なので、単に便利だとか緊急時のためだけという理由では対象外。 •開閉時のふらつきやぶつかりのリスクが検証された上なら2次効果として可。

5. 洋式便器等への便器の取替え

「和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる『腰掛便座』の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替は含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。」

<付帯工事>

「便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替に伴う床材の変更」

（老企第34号より抜粋）

対象工事

○和式→洋式

○洋式→洋式

・便器の高さの変更

・便器の向きの変更

・便器の大きさの変更

※いずれも自立支援に即していること。

！便器の取り替えであるため、基本的に壁付けタンクや洗浄機能付き便座の変更は対象外となります。ただし、一体型便器へ変更する場合は対象となります。

理由書のポイント(10p参照)

・現況のトイレをどうしたいのか、記載します。

見積書のポイント(11p参照)

・一体型便器へ変更するときは型番記載の上「一体型」と記載するか、一体型商品であることがわかるカタログの写しを添付します。

写真のポイント(15～16p参照)

・「便器の高さの変更」の場合、座面からの高さがわかるよう床からスケールを当てた写真を撮影します。（施工前後の高さが比較できること。事前申請では商品カタログの添付があるとわかりやすいです。）

平面図のポイント(14p参照)

・現在のトイレの向き、位置がわかるように。
※写真で確認できないことがあります。

☆ 写真撮影事例 ☆



トイレの高さ



見えづらいときはアップも

※アップの写真のみでは全体の確認ができません。
あくまでも全体写真の補足としてください。



2400

大きなスケールを当てるか、見えづらいときはアップも

この全面にマットを敷く場合、
2400mmと利用者が必要な幅(最大2000mmまで)を
按分して対象工事費を算出するのが一般的です。



例) 利用者が自力で昇降できて、必要動線は直線のみの場合、必要幅1000mmとすると
材料費・施工費の $1000 / 2400$ が保険対象。

応用)ユニットバス

浴室の段差解消等を目的とする場合、ユニットバスの一部が住宅改修費の支給対象となります。

制度開始当初は対象ではなかったのですが「洗い場の価格が提示できれば、特別申請を受ける。」ことから始まりました。以下のように、ケアマネジャーによる理由書の指示にもとづき、対象となる部材の価格が分かる部材価格表の提示があった場合に対象とできます。

○ユニットバスで利用できる改修項目と留意点

部材	改修項目	理由書	写真
手すり	1. 手すりの取付 ・現状不足している手すりに限ります。	通常の手すりと同じ	施工前→必要な箇所に手すりがついていないことがわかるように
浴槽	2. 段差の解消 ・またぎ(浴槽内外の段差)の高さ解消 ・洗い場床と浴槽床の落差の解消	またぎを低くしたいのか、床の落差を解消したいのかわかるように記載します。 ※またぎの合計が改修後に減じていることが必要ですが、床の落差を低くする場合はまたぎの合計が変わらないこともあるため。	施工前後 →またぎにスケールを当てて。
洗い場の床材	2. 段差の解消 ・脱衣所→浴室の床面の違いによる床上げ床下げ ※敷居の上げ下げにより既存ドアが使えない場合に限り付帯工事でドアも対象。	床上げなのか床下げなのかわかるように記載します。	施工前後 →スケールを当てるなどして、浴室内外それぞれの段差がわかるように
	3. 床材の変更	通常の床材と同じ	床面全体を
ドア	2. 段差の解消 (床上げ, 床下げの付帯工事として)	—	床上げ等の影響する位置にドアがあることがわかるように
	4. 扉の取替え	通常の扉と同じ	扉全体を

(例)理由書の指示

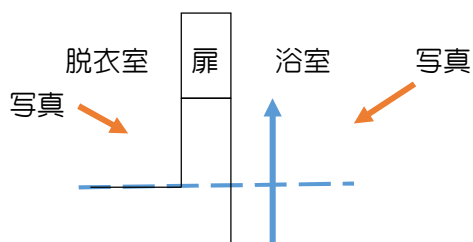
- 手すり：移動の際と、浴槽への出入りで姿勢を保つために手すりが必要である。
- 段差：脱衣所から浴室への出入りの際、つまずき転倒と足上げ動作の回避のため浴室の床を下げて段差を解消する必要がある。
- 扉の取替え：折り戸に変更することでふらつかずスムーズな移動が可能になる。

(例)部材価格表

品名	型番	定価	納入価格	備考
浴槽	YU-BT36	120,000	96,000	
洗い場	TU-BW56	130,600	104,480	申請対象
壁パネル	YU-CL56	250,000	200,000	
天井パネル	YU-DD55	90,000	72,000	
ドア(中折戸)	YU-FD55	48,000	38,400	申請対象
収納パネル	YU-ED51	56,000	44,800	
混合栓	AD-SU61	12,800	10,240	
シャワー		30,800	24,640	
シャワーハンガー		8,000	6,400	
照明機具	YU-HA55	6,500	5,200	
換気扇	FY-17CY2	11,000	8,800	
握りバー	L ストレート	17,500	14,000	申請対象
合計		781,200	A 624,960	

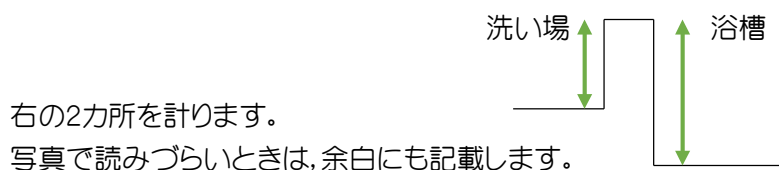
- 部材価格表の **A**(納入価格の合計)が、「工事費積算書」または「支払内訳書」のユニットバス価格と一致するものが部材価格表として認められます。
- 解体費用等、ユニットバス設置に生じる必要な工事費用等は、介護保険課で部材価格表の対象となる部材価格の按分率から算出します。

< ドアが付帯工事となる例 >



- ・床を敷居まで上げるなら、ドアは対象外
 - ・敷居も取ってフラットにするなら、ドアは対象
- ↓
- 浴室内外の段差がわかる写真を撮ります。

< 前ページの「またぎにスケール」とは >



○理由書作成手数料について

介護保険住宅改修費の申請をするためには、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による住宅改修の理由書が必要になります。旭川市では、地域支援事業の福祉用具・住宅改修支援事業の一環として、他に居宅介護サービス等の利用のないなど、居宅介護支援費等の給付が無い方への理由書作成について、1件あたり2,000円を支払います。

(対象となる理由書)

・事前申請が申請された月において、居宅介護支援費等の給付が無い利用者に対して作成された理由書

(請求できる事業者)

・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを運営する法人

(支払いの流れ)

事前申請が申請された月の翌月10日までに書類(請求書)を市役所に提出

※ 翌月10日を過ぎても受付できますが、前年度分は5月10日を過ぎて提出されると支払えません。 請求書の様式はホームページに掲載しています。

国保連データ到達後、確定したものを最終開庁日に支払い。(最短で事前申請月の翌々月)

※ 支払い額等の通知はありません。

！請求書は市で訂正ができない書類です。誤りがあった場合は再提出をお願いします。

(様式第1号)

住宅改修理由書作成手数料請求書

【請求内容】
支給申請日の属する月が入ります。原則は1月1枚ですが、やむを得ず複数月分をまとめる場合は「5, 6月分」などと記入します。

請求金額

¥	4	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---

↑金額の頭に¥を記入

平成 30 年 9 月分住宅改修理由書作成手数料(2件分)を上記のとおり請求します。

年 月 日
(あて先)旭川市長

【請求日】
未記入をお願いします。

所在地 旭川市〇条通×丁目
事業者名 株式会社〇〇
代表者職氏名 取締役 〇〇 印

請求内訳

番号	支給申請日	被保険者番号	申請者氏名
1	9月 5日	0009999999	旭川 花子
2	9月13日	0008888888	旭川 太郎
3	月 日		
4	月 日		
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

【請求者】
法人名、法人代表者職氏名、代表印となります。法人から事業所の管理者等へ委任する場合(請求及び受領の委任)は委任状が必要です。

【支給申請日】
事前申請の受理日を記入します。受理日は確認通知書や通知書に同封する完了届に記載しています。その月に居宅介護支援費等の請求がない場合にのみ、手数料の請求が可能です。
※理由書の作成日ではありません。

【振込先】
請求者の口座となります。請求者が法人で口座名義が違う場合は委任状が必要です。(受領の委任)
※例の場合は法人名があるため委任状は不要です。

振込先	金融機関名	銀行・農協 あさひばし 信金・信組	本店 支店
	口座名義人	カ)マルマル アサヒヤマケアセンター	
	口座種類	1普通 2当座 3その他(	
	口座番号	777777	

【口座名義人】
カナをお願いします。

支払い口座に法人本体の名称が入らない場合は、委任状が必要となります。

委 任 状	
(あて先) <u>旭川市会計管理者</u> ※宛先、文言について※ 委任の種類により宛先と文言が変わります。 請求書の請求者と口座が異なる場合（受領の委任）は、本例によります。請求者が法人と異なる場合は、下線部がそれぞれ「旭川市長」「請求及び受領」となります。	口座に法人名が入らない場合 受任者 所在地 <u>旭川市〇条通△丁目</u> 法人等名称 <u>旭山ケアセンター</u> 代表者職氏名 <u>管理者 旭山 花子</u> 印
私は、<u>上記の者を代理人と定め、平成 年度に請求する住宅改修理由書作成手数料の受領</u>に関して、一切の権限を委任します。	
平成 年 月 日	委任状は年度単位でも提出できます。 委任者 所在地 <u>旭川市〇条通×丁目</u> 法人等名称 <u>㈱〇〇</u> 代表者氏名 <u>取締役 〇〇</u> 印

参考文献

- 1 介護保険法
- 2 介護保険法施行規則
- 3 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成 11 年 3 月 31 日号外厚生省告示第 95 号)
- 4 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額
(平成 12 年 2 月 10 日号外厚生省告示第 35 号)
- 5 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 39 号)
- 6 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 93 号)
- 7 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 95 号)
- 8 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
(平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号)
- 9 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について
(平成 12 年 3 月 8 日 老企第 42 号)
- 10 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について
(平成 21 年 4 月 10 日 老振発第 0410001 号)
- 11 介護サービス関係 Q & A 集(厚生労働省 HP より)
- 12 「介護保険における住宅改修実務解説」
公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

介護サービス関係 Q&A集（住宅改修 抜粋）

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
3 運営	領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮るように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
3 運営	理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)
4 報酬	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具費との支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

介護サービス関係 Q&A集（住宅改修 抜粋）

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
4 報酬	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーベツを張り付けたリする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
4 報酬	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
5 その他	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよい。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
5 その他	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしい。	意見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
5 その他	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよい。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
5 その他	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよい。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A

介護サービス関係 Q&A集（住宅改修 抜粋）

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
5 その他	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでもであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
5 その他	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	9月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)
5 その他	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。	29.7.3 全国介護保険担当課長会議資料「平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ」